

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2022

課題番号：18K12674

研究課題名（和文）契約の清算と原状回復の不能に関する基礎的研究

研究課題名（英文）Research on Unwinding of contracts and Impossibility of making restitution

研究代表者

中村 瑞穂（NAKAMURA, Mizuho）

大阪大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：20807945

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：無効な契約又は解除された契約にもとづく既履行給付の原状回復が不能である場合の問題として、価額償還義務構成（一定の場合に、返還が不能である給付の価額の償還義務を認めるという法律構成）を前提とし、価額償還義務が認められる根拠、価額償還義務の要件（どのような場合に価額償還義務が認められるか）・価額償還義務の内容（償還される価額がどのようにして算定されるか）について、給付受領者の具体的な意識状態に着目することで、一定の結論を示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

既履行給付の原状回復が不能である場合、現行民法のもとでは、一般に、双務有償契約においては原則として価額償還義務が認められると考えられている。しかし、その根拠については、いまだ十分には示されていない。この問題に関し、給付受領者の具体的な状況（意識状態）に着目することによって、価額償還義務が認められる根拠を示したところに本研究の意義が認められる。そのうえで、そのような観点から、価額償還義務が最終的にどのような場合に認められるか（価額償還義務の要件）、償還される価額がどのようにして算定されるか（価額償還義務の内容）について、一定の結論を示したところにも、本研究の意義が認められる。

研究成果の概要（英文）：When a contract is void, avoided or terminated for breach, the parties have to give back the performances received. But sometimes it is impossible for them to give it back. They have to pay the value of what has been received. When do they have to pay the value and how is the value assessed? In order to answer these questions we should consider the consciousness of the recipient of the object. From this perspective some conclusions could be drawn.

研究分野：民法

キーワード：解除 無効 価額償還義務

1. 研究開始当初の背景

無効な契約(取消しにより、遡及的に無効となった契約を含む(以下、同様))又は解除された契約にもとづき、給付がされていた場合、原状回復(契約がなければあったであろう状態を回復すること)がされる。契約当事者は、受領した給付を互いに返還しなければならない。しかし、目的物の滅失等により、原状回復が不能である場合がある。そのような場面をどのような法律構成のもとで解決すべきかについて、民法(民法の債権法に関する領域については、2017年に大きな改正が行われている。以下では、2017年改正前の民法を「改正前民法」、改正後の民法を「現行民法」、この改正を「債権法改正」とする)には、明文の規定は設けられていない。この問題について、改正前民法のもとでは、主として、二つの考え方が主張されてきた。まず、一方の原状回復が不能であって、原状回復義務が履行されない以上、他方の原状回復義務の消滅を認める構成によるべきことが主張されていた。しかし、このような構成のもとでは、給付の価値に客観的な不均衡がある場合には、不均衡部分の清算が行われないことになる等の問題があると指摘されていた。そこで、近時は、(原物による)原状回復が不能である場合には、返還不能である給付の価額を償還する義務(「価額償還義務」)を認めるという構成(以下、「価額償還義務構成」とする)が支持されていた。

このような状況を踏まえ、債権法改正の際には、まず、後者の構成によることを前提とし、無効の場面についても、解除の場面についても、価額償還義務に関する明文の規定を設けることが提案されていた。改正前民法のもとでは、解除の効果は、(現在と同様)545条で規律されていたが、無効の効果については特別の規定はなく、703条以下の不当利得の一般規定のもとで規律されていた。もっとも、両者は、いずれも、挫折した契約の清算の問題であり、その効果は一定の共通の枠組みのもとで扱われるべきであると考えられてきた。そして、債権法改正の際には、このような考え方を前提とし、無効の効果と解除の効果として、価額償還義務について、一定の共通する内容のルールを設けることが提案されていた。それによれば、売買契約のような双務有償契約においては、原状回復が不能である場合、原則として(例外的に免責が認められる場合でない限り)価額償還義務が認められるとされる。そして、そこで償還される価額は、(原則としては、給付の客観的価値によって算定されることを前提としたうえで)一定の場合には、反対給付額を上限とするとしてされていた。

もっとも、最終的には、価額償還義務に関し、明文の規定は設けられないこととなった。しかし、無効の効果に関し、現行民法には、新たに、「原状回復の義務」に関する規定(121条の2)が設けられている。その内容(同条第2項と第1項との関係)及び改正の経緯に照らせば、現行民法のもとでの同条の解釈として、双務有償契約における原状回復の不能の場合には、原則として価額償還義務が認められる。解除の場合にも、同様の結論が導かれる。このような考え方が、本研究を開始した時期において、既に有力になっていた。現在でも、そのような考え方が一般的である。

しかし、そのように、双務有償契約においては原則として価額償還義務が認められるとされる根拠は何か、そして、そのような根拠に関する考え方が無効の場合と解除の場合とでどこまで共通するものなのかについては、必ずしも明らかではなかった。また、最終的にどのような場合に価額償還義務を認めるべきか、償還される価額をどのように算定すべきかについては、見解が分かれていた。

2. 研究の目的

以上のような法状況を背景として、本研究は、無効な契約又は解除された契約にもとづく既履行給付の清算の問題として、現行民法のもとで、価額償還義務が認められる根拠、価額償還義務の要件(最終的にどのような場合に価額償還義務が認められるか)・内容(償還される価額をどのようにして算定するか)を明らかにすることを目的としている。そこでは、どこまでの問題が清算原因に共通しており、どこからが清算原因によって異なるかということを明らかにすることまでが必要とされる。

3. 研究の方法

上記の研究目的を達成するため、本研究においては、比較法研究を行うこととした。その主たる対象は、ドイツにおける議論(ドイツ民法に関する議論及び国際モデル準則等に関する議論)に求めることとなった。

(1)ドイツ民法に関する議論の参照

まず、解除の効果及び無効の効果(不当利得法)に関する日本法上の議論は、ドイツ法の強い影響を受けて展開されたものである。検討の枠組みを共有する法制を前提とした議論を参照することによって、上記の問題全般について、より精緻な検討が可能になると考えられた。次に、ドイツ民法には、解除における原状回復の不能の問題に関し、詳細な規定がおかれている。そして、それらの規定を無効の効果(ドイツ民法のもとでは、無効の効果に関する特別の規定は設けられておらず、不当利得の一般規定のもとで規律されている)にどこまで類推適用できるかについて、議論の蓄積が存在する。それらの議論の中に、両者の共通点と相違点をどのように

捉えるべきかという問題について、検討の手がかりが見出されると考えられた。

(2) 国際的なモデル準則等に関する議論の参照

他方で、近時、国際的なモデル準則等 (Draft Common Frame of Reference、Principles of International Commercial Contracts 等) において、無効(取消し)・解除の効果の問題として、原状回復の不能の場面に関する規定が設けられている。それらは、契約の清算の問題について一元的な内容のルールを設けるものと、無効(取消し)と解除とを区別したルールを設けるものとに分かれている。そして、このことをどのように評価すべきかについて、ドイツでは、活発な議論が展開されていた。そこでは、ドイツ民法典の採用する二元的な規律という制定法上の制約を離れて議論が展開されており、そこから、両者の関係性について、さらに、示唆を得ることを期待することができた。

4. 研究成果

以上のようなドイツにおける議論の動向を踏まえ、日本法上の検討を深めることで、次のような内容を明らかにすることができた。

(1) 双務有償契約において原則として価額償還義務が認められる根拠、価額償還義務の内容

双務有償契約において原則として価額償還義務が認められる根拠

無効な契約にもとづき給付を受領した場合、当初から、法律上の原因なく給付を受領しているが、解除の場合には、有効な契約にもとづいて給付の交換が行われており、給付を受領したことには法律上の原因が存在する。しかし、給付受領者の意識状態に着目すれば、いずれの場合であっても、少なくとも清算原因に気づくまでの間(善意の間)は、目的物が(終局的に)自己の財産に帰属したと信託しているということができる。そして、このような共通性を出発点としたうえで、善意者の状況(意識状態)を、(上記のような信託の観点からではなく)「反対給付を失うとともに給付に関するリスクを負うとの意識を有していた」と捉えることにより、価額償還義務が認められる根拠を説明していくことが考えられる。そのような意識のもとで、給付目的物が滅失等し、給付の返還が不能になっているにもかかわらず、清算の場面において一方的に反対給付の返還を請求することは、矛盾する主張であると解するのである。

仮に、そのような矛盾の観点から、価額償還義務が認められることを説明しようとする場合、双務有償契約においては原則として価額償還義務が認められるという結論を基礎づけるためには、上記のような意識は、双務有償契約において原状回復が不能である場合には、原則として認められると考える必要がある。そのように考えれば、双務有償契約において原状回復が不能である場合には、原則として、一方的に反対給付の返還を請求することは認められず、(価額償還義務構成のもとでは)原則として価額償還義務が認められるとの結論が導かれることになるからである。

もっとも、このような矛盾という観点から問題を検討しようとする場合において、「反対給付を失うとともに給付に関するリスクを負うとの意識」が双務有償契約においては原則として認められるとの考え方は、ありうる一つの立場にすぎない。これとは異なり、そのような意識は、原状回復が不能である場合のうち、一定の場合にしか認められないとの考え方も成り立つ。そして、その場合には、清算の場面において一方的に反対給付の返還を請求することが矛盾主張となるのは、上記の意識が認められる当該一定の場合に限られるのであるから、価額償還義務が認められるべき場面も、(原状回復が不能である場合のうち)当該一定の場合に限定されるということになる。実際、ドイツにおいては、このような考え方が有力に主張されている。

以上のことからすれば、「反対給付を失うとともに給付に関するリスクを負うとの意識」がどのような場合に認められると考えるべきかについて、より検討を深めていく必要がある。そこでは、どのような意味での矛盾を問題としようとするかによって、立場が分かれることになる。

価額償還義務の内容

価額償還義務の内容の問題については、上記の給付受領者の意識状態からすれば、反対給付額が価額償還義務の内容の上限を画することになるかということが問題となる。

無効と解除との関係性

そのうえで、無効の場合と解除の場合では、善意の場面の位置づけが異なりうるという問題が存在する。この問題をどのように考えるかによって、上記の説明から直接に結論を導くことができる範囲が異なりうることになる。また、(仮に、価額償還義務の内容は反対給付額が上限になると解する場合であっても)そのような上限が認められるべき場面をどのように考えるかも異なりうることになる。

この問題を考えるうえでは、解除法と不当利得法との関係をどのように捉えるかが問われることになる。

(2) 各清算の場面において、最終的にどのような場合に価額償還義務が認められるか

以上のような検討の結果、仮に、双務有償契約において原則として価額償還義務が認められることを基礎づけることができたとしても、清算原因ごとに異なる事由に関する問題の検討が残されている。契約(意思表示)の効力を否定すること(無効の場面)、あるいは、その契約の拘束力からの離脱を認めること(解除の場面)によって、法が保護しようとした利益が、清算の場面においてどのように考慮されるべきかが問われる。

たとえば、解除の場合には、債務不履行が発生し、解除原因の存在を認識するに至った債権者(解除権者)が、その後、目的物をどのように扱うことが要請されると考えるか(どのような扱

いが許されるか)に関する立場の違いが結論の分かれ目となりうる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 中村瑞穂	4. 巻 84
2. 論文標題 契約の解除と原状回復の不能	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 私法	6. 最初と最後の頁 91-98
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村瑞穂	4. 巻 513
2. 論文標題 契約の解除と価額償還義務	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 17-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Mizuho NAKAMURA	4. 巻 84
2. 論文標題 Der Ruecktritt vom Vertrag und die Unmoeglichkeit der Rueckgewaehr	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 私法	6. 最初と最後の頁 152-151
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村瑞穂	4. 巻 187-1
2. 論文標題 契約の解除と原状回復の不能（四）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 43-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村瑞穂	4. 巻 187-3
2. 論文標題 契約の解除と原状回復の不能(五)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 46-76
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村瑞穂	4. 巻 187-6
2. 論文標題 契約の解除と原状回復の不能(六・完)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 63-89
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村瑞穂	4. 巻 185-5
2. 論文標題 契約の解除と原状回復の不能(一)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 111-131
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村瑞穂	4. 巻 186-1
2. 論文標題 契約の解除と原状回復の不能(二)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 63-82
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中村瑞穂	4. 巻 186-2
2. 論文標題 契約の解除と原状回復の不能(三)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 94-119
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 中村瑞穂
2. 発表標題 契約の解除と原状回復の不能
3. 学会等名 日本私法学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 中村瑞穂
2. 発表標題 契約の解除と原状回復の不能
3. 学会等名 京都大学民法研究会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 Keizo Yamamoto(編), Gabriele Koziol(編), Mizuho Nakamura	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Mohr Siebeck	5. 総ページ数 372
3. 書名 Das reformierte japanische Schuldrecht (執筆担当部分Kapitel 6: Ruecktritt und Gefahrtragung)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------